

青森県報

第三千八百三十三号

平成二十一年
五月十三日
(水曜日)

目 次

訓 令

青森県創意と工夫が光る元気なおもりづくり支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程……………

(市 振興町課村) …… 一

告 示

危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施……………
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………

(防災消防課) …… 二
(高 齢 福 祉 保 險 課) …… 三

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………
第一種大規模小売店舗立地法特別区域の案の公告……………
第二種大規模小売店舗立地法特別区域の案の公告……………
建設業者の許可の取消し……………

(県 民 生 活 文 化 課) …… 四
(経 営 支 援 課) …… 四
(同) …… 五
(三 八 地 域 局) …… 六
(西 北 地 域 局) …… 六
(同) …… 六
(上 北 地 域 局) …… 六

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可……………

(東 青 地 域 局) …… 六
(同) …… 七

訓 令

土地改良区の役員の就任…………… (中 南 地 域 局) …… 七
土地改良区の役員の就任及び退任…………… (同) …… 七
土地改良区の定款変更の認可…………… (同) …… 七
土地改良区の役員の退任…………… (西 北 地 域 局) …… 七
土地改良区の定款変更の認可…………… (上 北 地 域 局) …… 七
道路の位置の指定…………… (下 北 地 域 局) …… 八
人事委員会…………… (管 理 課) …… 八
労働基準法別表第一の号別区分の一部改正……………

青森県訓令甲第二十一号

青森県創意と工夫が光る元気なおもりづくり支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程を次のように定める。

平成二十一年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県創意と工夫が光る元気なおもりづくり支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、青森県創意と工夫が光る元気なおもりづくり支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任並びに専決及び代決に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務の委任)

第二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十三条の規定により、地域県民局長に、平成二十一年度青森県創意と工夫が光る元気なおもりづくり支援事業費補助金交付要綱（平成二十一年四月十六日制定）に基づく補助金に係る青森県補助金等の交付に関する規則（昭和四十五年三月青森県規則第十号）及び同要綱の施行に関する事務を処理する権限を委任する。

（委任事務の指示）

第三条 地域県民局長は、前条の規定により委任された事務のうち、重要又は異例と認めるもの及び知事が別に指定するものについては、知事の指示を受けて処理しなければならぬ。

（委任事務の専決）

第四条 地域県民局長の地域連携部長は、第二条の規定により地域県民局長に委任された事務を専決する。

2 前項の規定による専決事項のうち、重要又は異例に属する事項については、地域県民局長の決裁を受けなければならない。

3 第一項の規定により専決した事項のうち、地域県民局長から指示を受けた事項及び比較的重要な事項については、その概要を地域県民局長に報告しなければならない。

（委任事務の代決）

第五条 前条第一項の規定による専決事項については、地域県民局長の地域連携部長が不在のときは地域支援室長が、地域連携部長及び地域支援室長がともに不在のときはあらかじめ地域県民局長の承認を得て地域連携部長が指定する職員がその事務を代決する。

2 重要又は異例に属する事項及び地域県民局長の地域連携部長があらかじめ指示した事項については、前項の規定にかかわらず、代決することができないものとする。ただし、急施を要するもので地域県民局長の地域連携部長の承認を得たものについては、この限りでない。

3 第一項の規定により代決した事項については、速やかに後関を受けなければならない。ただし、軽易なもの及びあらかじめ地域県民局長の地域連携部長の指示したものにについては、この限りでない。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第三百三十号

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十三条の二十三に規定する危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第五十八条の十四第三項の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施細目（昭和六十二年消防庁告示第四号）第三のの規定により公示する。

平成二十一年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 講習の種別並びに日時及び場所

1 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

日	時	場 所
平成二十一年六月四日 午前九時三十分から午後零時三十分まで		八戸市東白山台一丁目の一 ウエルサンピア八戸
平成二十一年六月二十四日 午前九時三十分から午後零時三十分まで		五所川原市字幾世森二四の一五 ふるさと交流圏民センター
平成二十一年七月八日 午前九時三十分から午後零時三十分まで		むつ市金谷一丁目一〇の一 下北文化会館
平成二十一年七月十四日 午前九時三十分から午後零時三十分まで		弘前市大字城東北四丁目の一 つがる弘前農業協同組合
平成二十一年七月二十八日 午前九時三十分から午後零時三十分まで		三沢市大字三沢字堀口一七の二二 八きざん三沢
平成二十一年九月十七日 午前九時三十分から午後零時三十分まで		青森市本町五丁目五の二二 青森県農業共済会館

2 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第六号に規定する特定事業所における危険物施設（1に該当する危険物施設を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

日 時	場 所
平成二十一年六月五日 午前九時三十分から午後零時三十分まで	八戸市東白山台一丁目一の ウエルサンピア八戸
平成二十一年六月十日 午後一時三十分から午後四時三十分まで	上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附一 の八 スワニー
平成二十一年九月十八日 午前九時三十分から午後零時三十分まで	青森市本町五丁目五の二 青森県農業共済会館

3 1及び2に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

日 時	場 所
平成二十一年六月四日 午後二時から午後五時まで	八戸市東白山台一丁目一の ウエルサンピア八戸
平成二十一年六月二十四日 午後二時から午後五時まで	五所川原市字幾世森二四の一五 ふるさと交流圏民センター
平成二十一年七月八日 午後二時から午後五時まで	むつ市金谷一丁目一〇の一 下北文化会館
平成二十一年七月十四日 午後二時から午後五時まで	弘前市大字城東北四丁目一の つがる弘前農業協同組合
平成二十一年七月二十八日 午後二時から午後五時まで	三沢市大字三沢字堀口一七の二 八 きざん三沢
平成二十一年九月十七日 午後二時から午後五時まで	青森市本町五丁目五の二 青森県農業共済会館

二 受講対象者

1 危険物施設において危険物の取扱作業に従事し、作業従事日から一年以内に講習を受講していない者（ただし、当該作業に従事することになった日までの二年間に、危険物取扱者免状の交付を受けている者又は講習を受けている者を除く。）

2 前回の講習を受けた日から三年以内に講習を受講していない者
3 1及び2以外の者で受講を希望する者
三 受講申請書の受付期間

講 習 場 所	受 付
八戸市東白山台一丁目一の ウエルサンピア八戸	平成二十一年五月十一日から 同月二十二日まで
上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附一の八 スワニー	平成二十一年五月十一日から 同月二十五日まで
五所川原市字幾世森二四の一五 ふるさと交流圏民センター	平成二十一年五月二十九日から 同年六月十二日まで
むつ市金谷一丁目一〇の一 下北文化会館	平成二十一年六月十一日から 同月二十五日まで
弘前市大字城東北四丁目一の つがる弘前農業協同組合	平成二十一年六月十六日から 同月三十日まで
三沢市大字三沢字堀口一七の二八 きざん三沢	平成二十一年七月一日から 同月十五日まで
青森市本町五丁目五の二 青森県農業共済会館	平成二十一年八月十九日から 同年九月四日まで

郵送の場合は、受付締切日の消印のあるものまで有効とする。

四 受講申請書の提出先

青森市中央三丁目二〇の一 青森県警察本部交通管制センター二階

社団法人青森県消防設備保守協会

五 受講手数料

受講手数料は、講習種別ごとに四千七百円に相当する額の青森県収入証紙を受講申請書欄にちよう付（消印しないこと。）して納入すること。

六 その他

受講に関して不明な点があるときは、社団法人青森県消防設備保守協会（電話〇一七 七三三 一五〇〇）へ問い合わせること。

青森県告示第三百三十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のと

おり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十一年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を行う事業所	年指 月日定
名 称	名 称	
医療法人社団豊仁会	つくし居宅介護支援事業者	
所在地	所 在 地	
八戸市石堂一丁目一四の一四	八戸市柏崎一丁目一〇の一〇	
弘前市大字小比内一丁目一七	弘前市大字小比内一丁目一七	
有限会社ハーベ	ハーベスト居宅介護支援事業所	平成 二〇一〇 三・四・二〇

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十一年四月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人「こしよがわら恵鈴会

三 代表者の氏名

芦田 ふみえ

四 主たる事務所の所在地

五所川原市字元町一の一の六

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の高齢者・障害者に対する家事・介護・食事援助及び仕事と家庭の両立を図るための子育て支援等の社会貢献活動を住民参加型で行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案の公告

中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十六条第一項の規定により第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めたいので、同条第七項の規定により、次のとおり当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案を公告し、縦覧に供する。

平成二十一年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案

- 1 弘前市大字駅前町九の一、九の二、九の三、九の四、九の五、九の六、九の七、九の八、九の九、九の一〇、九の一、九の一二、九の一三、九の一四、九の一五、九の一六、九の一七、九の一八、九一九、九の二〇、九の二一、九の二二、九の二三、九の二四、九の二五、九の二六、九の二七、九の二八、九の二九、九の三〇、九の三一、九の三二、九の三三、九の三四、九の三五、九の三六、九の三七、九の三八、九の三九、九の四〇、九の四一、九の四二、九の四三、九の四四、九の四五、九の四六、九の四七、九の四八、九の四九、九の五〇、九の五一、九の五二、九の五三、九の五四、九の五五、九の五六、九の五七、九の五八、九の五九、九の六〇、九の六一、九の六二、九の六三、九の六四、九の六五、九の六六、九の六七、九の六八
- 2 弘前市大字駅前三丁目二の一、二の四、二の五、二の六、二の七、二の八
- 3 弘前市大字土手町四七の一、四九の一、五六の一、五七の三、五七の四、五九の一、六一の一、六一の三
- 4 弘前市大字表町一の一（一部）
- 5 弘前市大字大町二丁目一の一、一の六、一の七

6 弘前市大字土手町七六の一、七六の四、七八の一、弘前市大字山道町二の一、三五、三六の一、三六の三、三七

7 弘前市大字土手町一〇七の三、一〇九の一、一一三の一

8 弘前市大字土手町一二六の一、一二六の三、弘前市大字上瓦ケ町一の三、弘前市大字代官町二の二、二の三、二の四、二の六、二の一三、二の一四

9 弘前市大字一番町七、九

10 弘前市大字駅前町二の一、二の五

11 弘前市大字土手町一五五の三、一五八の一、一六一の一、一六一の二、一六一の三、一六一の四

12 弘前市大字土手町六の二、弘前市大字一番町一七の三

13 弘前市大字百石町三五の一、三六の一、三八の二

二 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成二十一年五月十三日から同月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間とする。

三 意見書の提出

この公告に係る第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十一年五月二十七日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案の公告

中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第五十五条第一項の規定により第二種大規模小売店舗立地法特例区域を定めたいので、同条第四項において準用する同法第三十六条第七項の規定により、次のとおり当該第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案を公告し、縦覧に供する。

平成二十一年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案

1 弘前市大字若党町三三の二、三六の一、三六の二、三六の五、弘前市大字亀甲町五九の二、五九の三、五九の四、六〇、六三の一

二 第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成二十一年五月十三日から同月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間とする。

三 意見書の提出

この公告に係る第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十一年五月二十七日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 白銀鉄建工業株式会社

二 代表者の氏名 江藤 弘明

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字大久保字大山四五の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第六五六五号

五 取消年月日 平成二十一年四月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年四月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社藤田建設工業所

二 代表者の氏名 藤田 亮一

三 主たる営業所の所在地 西津軽郡深浦町大字柳田字宮崎六三

四 許可番号 青森県知事許可（般 二〇）第一〇九九一号

五 取消年月日 平成二十一年四月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社沢巳建設

二 代表者の氏名 沢巳 房雄

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字法量字大筋八の二

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第六三六一号

五 取消年月日 平成二十一年四月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、蓬田村土地改良区の定款の変更を平成二十一年四月十五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十一年五月十三日

東青地域県民局長 武 田 哲 郎

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、奥内土地改良区の定款の変更を平成二十一年四月十五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十一年五月十三日

東青地域県民局長 武 田 哲 郎

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、六羽川土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十一年五月十三日

中南地域県民局長 佐 藤 修

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理事	工藤 実	平川市杉館宮元一三六の七	平成二・三・三

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、津軽平川土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十一年五月十三日

中南地域県民局長 佐 藤 修

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退任 の 年 月 日
理事	田中 功靖	平川市沖館宮崎一六七の一	平成 三・四 就任
"	工藤 長紀	" 杉館宮元一九の二	三・三 退任

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、六羽川土地改良区の定款の変更を平成二十一年四月十七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十一年五月十三日

中南地域県民局長 佐 藤 修

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、西津軽土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十一年五月十三日

西北地域県民局長 藤 本 正 雄

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
監事	蝦名 鐵之助	つがる市稲垣町豊川酒田二九の二	平成二・三・三

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、十和

田土地改良区の定款の変更を平成二十一年四月十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十一年五月十三日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

下北地域県民局告示第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、下北地域県民局地域整備部及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年五月十三日

下北地域県民局長 原 口 健 二

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
むつ市若生町二丁目二 九の一	四七・五六メートル	六・〇五メートル	平成 二一・四・三

人 事 委 員 会

人事委員会告示二十一第一号

平成二十一年六月九日人事委員会告示十一第二号（労働基準法別表第一の号別区分）の一部を次のように改正する。

平成二十一年五月十三日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

別表第十一号の項を削り、同表第十二号の項中「工業総合研究センター」（同弘前

地域技術研究所及び同八戸地域技術研究所を含む。）、「」（同分校を含む。）、「」（農林総合研究センター（同グリーンバイオセンター、同畑作園芸試験場、同フラワーセンター、同りんご試験場、同畜産試験場及び同林業試験場を含む。）、農業大「学校」及び「水産総合研究センター（同増養殖研究所、同内水面研究所及び各試験船を含み、同八戸漁業用海岸局を除く。）、ふるさと食品研究センター（同下北ブランド研究開発センター及び同農産物加工指導センターを含む。）」を削る。

（発行者・発行人） 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------